

福岡運輸支局 連絡通路屋根設置工事	
工事概要	
1. 工事場所	福岡市東区みなと香椎四丁目2番9、30番2、32番2
2. 敷地面積	28,369.24 m ²
3. 工事種目	連絡通路屋根設置工事
既存建物	
(1)庁舎	鉄筋コンクリート造 2階建
延べ面積	1,156.52m ² (国有財産法による)
建築面積	1,300.75m ² (建築基準法による)
延べ面積	2,140.44m ² (国有財産法及び建築基準法による)
1階	1,156.52m ²
2階	983.92m ²
(2)車庫	木造 平屋建て
延べ面積	72.00m ² (国有財産法による)
建築面積	72.00m ² (建築基準法による)
延べ面積	72.00m ² (国有財産法及び建築基準法による)
(3)封印上屋	木造 平屋建て
延べ面積	84.00m ² (国有財産法による)
建築面積	84.00m ² (建築基準法による)
延べ面積	84.00m ² (国有財産法及び建築基準法による)
(4)自転車置き場	木造 平屋建て
延べ面積	24.00m ² (国有財産法による)
建築面積	24.00m ² (建築基準法による)
延べ面積	24.00m ² (国有財産法及び建築基準法による)
(5)検査場	鉄骨造 2階建(地下1階)
延べ面積	3,082.83m ² (国有財産法による)
建築面積	3,393.89m ² (建築基準法による)
延べ面積	3,750.75m ² (国有財産法及び建築基準法による)
地下1階	453.67m ²
1階	3,082.83m ²
2階	214.25m ²

建築工事仕様	
1. 共通仕様	
(1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という)による。	
(2)本工事に電気設備、機械設備工事を含む場合の工事特記仕様書は、別図による。	
(3)受注者等は完了検査(中間検査を含む)の検査には、特定行政庁(建築主事)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意すること。	
2. 特記仕様	
(1)項目は、○印の付いたものを適用する。	
(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。	
(3)特記事項に記載の()内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該方を示す。	
(4)□印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達品目における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。	
(5)関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること	
(6)形状寸法の単位は特記なきかぎりミリメートルとする	

章	項目	特記事項																																																																																					
① 各章共通事項	① 適用基準等	<p>○ 建築工事標準詳細図(令和4年改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内舗装・排水設計基準(平成27年版) ・ 敷地調査共通仕様書(令和4年改定) 																																																																																					
	② 発生材の処理	<p>(1.3.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者に引き渡しを要するもの (・ 金属類 ・ PCB含有物) ・ (・) ・ 引渡し場所 (・ 構内 (・)) <p>○ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>造形等の工事 ・ 有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>基礎・基礎ぐいの工事 ○ 有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>上部構造部分・外装の工事 ○ 有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>屋根の工事 ○ 有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>建築設備・内装等の工事 ・ 有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(・) ・ 有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を講ずる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">特定建設資材</th> </tr> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コクリト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コクリト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">特定建設資材以外</th> </tr> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする</p> <p>なお、処分場の決定にあたっては監督職員と協議する</p> <p>施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算</p> <p>基準風速 (V0) (3.4) m/s</p> <p>地表面粗度区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する ・ 上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する <p>適用工種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ALCL[®] 葺(外壁、屋根) ・ 外壁石張(乾式) ・ 折板葺 ・ ガラス[®] 葺 ・ 屋上緑化用システム ・ 押出成形セメント板(外壁) ・ 長尺金属板葺 ・ 珪藻土 ・ シート防水(機械式) ・ (・) 	工程	作業内容	造成等	造形等の工事 ・ 有 ・ 無	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ○ 有 ・ 無	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ○ 有 ・ 無	屋根	屋根の工事 ○ 有 ・ 無	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・ 有 ・ 無	その他	(・) ・ 有 ・ 無	特定建設資材				建設廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離	・ コクリト塊				・ アスファルト				・ コクリト塊				・ 建設発生木材				・				・				・				・				特定建設資材以外				建設廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離	・				・				・				・				・				・		
工程	作業内容																																																																																						
造成等	造形等の工事 ・ 有 ・ 無																																																																																						
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ○ 有 ・ 無																																																																																						
上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ○ 有 ・ 無																																																																																						
屋根	屋根の工事 ○ 有 ・ 無																																																																																						
建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・ 有 ・ 無																																																																																						
その他	(・) ・ 有 ・ 無																																																																																						
特定建設資材																																																																																							
建設廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離																																																																																				
・ コクリト塊																																																																																							
・ アスファルト																																																																																							
・ コクリト塊																																																																																							
・ 建設発生木材																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
特定建設資材以外																																																																																							
建設廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離																																																																																				
・																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
・																																																																																							
① 各章共通事項(続き)	③ 材料の品質等	<p>同等以上の材料・機材等の使用</p> <p>本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>材料・機材等の品質及び性能</p> <p>本工事に於いて別表-2に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)品質及び性能に関する試験データを整備していること。 2)生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制を整えていること。 <p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、ヒ素、キリン、イソシアネート、スズ化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)測定は、パケット型採取機器により行う。 2)測定対象室及び測定箇所数は仕上表による。 <p>注)測定方法は、ホルムアルデヒド用とヒ素、キリン、イソシアネート、スズ化合物用の2種類を用いる</p>																																																																																					
	④ 特別な材料の工法	<p>標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定する工法とする。</p> <p>・ 化学物質の濃度測定 (1.5.9)</p>																																																																																					

① 各章共通事項(続き)	② 設計GL	<p>○ 図示による (図)</p> <p>・ 設備工事との取り合い (1.1.7)</p> <p>○ 環境への配慮 (1.4.1)</p> <p>○ 図示による (図)</p> <p>施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。</p> <p>施工図等 設備機器の設置、取合い等が検討のできる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)合板、木質系[®]、構造用[®]、集成材、単板積層材、MDF、[®]、[®]、[®]、その他の木質建材、[®]樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、[®]及び[®]を発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「[®]」の放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は[®]、[®]及び[®]の含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は可塑剤([®]-n-[®]及び[®]-2-[®])を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4)1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、[®]、[®]及び[®]を発生しないが、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 <p>また、設計図書に規定する「[®]」の放散量は次の通りとする。(規制対象外)</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種[®]発散建築材料以外の材料</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>(第三種品)</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種[®]発散建築材料</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>([®]含有建材)</p> <p>本工事に使用する材料については、[®]を含有しないものとする。</p> <p>同等以上の材料・機材等の使用</p> <p>本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>材料・機材等の品質及び性能</p> <p>本工事に於いて別表-2に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)品質及び性能に関する試験データを整備していること。 2)生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制を整えていること。 <p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、ヒ素、キリン、イソシアネート、スズ化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)測定は、パケット型採取機器により行う。 2)測定対象室及び測定箇所数は仕上表による。 <p>注)測定方法は、ホルムアルデヒド用とヒ素、キリン、イソシアネート、スズ化合物用の2種類を用いる</p>
	② 仮設工事	<p>○ 建設発生土の処理 (3.2.5)</p> <p>・ 構外指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ施設 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所での位置 (・ 敷きならし ・ たい積) 搬出距離 () km 処分費 ・ 有償 ・ 無償 <p>上記に示す受け入れ施設等は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。</p> <p>・ 構内指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の場所 ・ 図示 ・ () 処理の方法 (・ 敷きならし ・ たい積)
③ 土工事	⑤ 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	<p>材料及び工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書(表3.2.1)による 種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 C種の場合 (発生場所) (連絡先) (運搬 ・ 発生原因者側 ・ 本工事 km) ・ 材料 () 工法 () <p>○ 建設発生土の処理 (3.2.5)</p> <p>・ 構外指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ施設 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所での位置 (・ 敷きならし ・ たい積) 搬出距離 () km 処分費 ・ 有償 ・ 無償 <p>上記に示す受け入れ施設等は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。</p> <p>・ 構内指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の場所 ・ 図示 ・ () 処理の方法 (・ 敷きならし ・ たい積)
	④ 土工事	<p>4.7</p> <p>特記仕様書(構造関係)による</p> <p>4章 地盤工事</p> <p>5章 鉄筋工事</p> <p>6章 コンクリート工事</p> <p>7章 鉄骨工事</p>

② 仮設工事	⑥ 監督職員事務所 (2.3.1)	<p>○ 設けない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設ける 面積規模: () m²程度 監督職員[®]と工事監理業務の職員[®]は、間仕切り壁等で仕切る <p>監督職員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又は[®]床[®]張り</td> </tr> <tr> <td>内壁、天井</td> <td>合板又は[®]張り、合成樹脂[®]塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合[®]塗り</td> </tr> </tbody> </table> <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない <p>・ 足場その他</p> <p>屋根面に設ける足場と装備機材の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途 ・ 図示 	部位等	仕 上 げ	床	合板張り又は [®] 床 [®] 張り	内壁、天井	合板又は [®] 張り、合成樹脂 [®] 塗り	屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合 [®] 塗り
	部位等	仕 上 げ								
床	合板張り又は [®] 床 [®] 張り									
内壁、天井	合板又は [®] 張り、合成樹脂 [®] 塗り									
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合 [®] 塗り									
③ 土工事	⑥ 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	<p>材料及び工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書(表3.2.1)による 種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 C種の場合 (発生場所) (連絡先) (運搬 ・ 発生原因者側 ・ 本工事 km) ・ 材料 () 工法 () <p>○ 建設発生土の処理 (3.2.5)</p> <p>・ 構外指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ施設 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所での位置 (・ 敷きならし ・ たい積) 搬出距離 () km 処分費 ・ 有償 ・ 無償 <p>上記に示す受け入れ施設等は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。</p> <p>・ 構内指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の場所 ・ 図示 ・ () 処理の方法 (・ 敷きならし ・ たい積) 								
④ 土工事	④ 特別な材料の工法 (1.5.9)	<p>標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定する工法とする。</p> <p>・ 化学物質の濃度測定 (1.5.9)</p>								
⑤ 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	材料及び工法	<p>材料及び工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書(表3.2.1)による 種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 C種の場合 (発生場所) (連絡先) (運搬 ・ 発生原因者側 ・ 本工事 km) ・ 材料 () 工法 () <p>○ 建設発生土の処理 (3.2.5)</p> <p>・ 構外指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ施設 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所での位置 (・ 敷きならし ・ たい積) 搬出距離 () km 処分費 ・ 有償 ・ 無償 <p>上記に示す受け入れ施設等は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。</p> <p>・ 構内指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の場所 ・ 図示 ・ () 処理の方法 (・ 敷きならし ・ たい積) 								
⑥ 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	材料及び工法	<p>材料及び工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書(表3.2.1)による 種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 C種の場合 (発生場所) (連絡先) (運搬 ・ 発生原因者側 ・ 本工事 km) ・ 材料 () 工法 () <p>○ 建設発生土の処理 (3.2.5)</p> <p>・ 構外指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ施設 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所 (建築請負業者の責任において適切に処理) 受け入れ場所での位置 (・ 敷きならし ・ たい積) 搬出距離 () km 処分費 ・ 有償 ・ 無償 <p>上記に示す受け入れ施設等は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。</p> <p>・ 構内指示の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の場所 ・ 図示 ・ () 処理の方法 (・ 敷きならし ・ たい積) 								

10 石工事(続き)

・ 笠木、甲板等の石張り (10.2.2)(10.7.1、3)

取付け工法 ・ 外壁湿式工法 ・ 乾式工法

特殊部位用金物
材質 ・ SUS304
寸法等
引金物 ・ 標準仕様書(表10.2.3)による
たば ・ 標準仕様書(表10.2.3)による
かすがい ・ 標準仕様書(表10.2.3)による
受金物 ・ 標準仕様書(10.2.2)(1)(4)による

乾式工法的方式による金物の種類、形状、寸法等
ファスナー ・ 図示 ・ 標準仕様書(表10.2.4)に準ずる
(方式: ・ スライド方式 ・ ロッキング方式)

あと施工アコク材の材質、寸法等
種類 ・
材質 ・
寸法 ・

石裏面処理 ・ 適用する ・ 適用しない

乾式工法の場合の取付け代 ・ 70mm程度 ・

石材の裏面の補強用タイル ・ 適用する ・ 適用しない

目地(湿式工法の場合)
一般目地
・ シーリング材 目地幅 ・ 標準仕様書(表9.7.1)による
・ 目地タイル 目地幅 ・ 6mm以上
・ 既調合の目地タイル 種類 ・ 6mm以上
目地幅 ・ 6mm以上

伸縮調整目地
位置 ・ 標準仕様書(11.1.1)による ・ 図示
シーリング材 ・ 標準仕様書(表9.7.1)による
目地寸法 ・ 幅・深さとも10mm以上 ・ 図示

目地(乾式工法の場合)
目地幅及び深さ ・ 8mm以上
シーリング材 ・ 標準仕様書(表9.7.1)による ・ 図示

11 タイル工事(続き)

・ 有機系接着剤によるタイル張り (11.3.2-4、7)

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分		うわくすり		役物	色	再生材料の適用	耐凍害性	耐汚濁性	備考
			種類	種類	施す	無						

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ・ 行う ・ 行わない

見本焼き ・ 行う ・ 行わない

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ・ F ・

目地のシーリング材
打継ぎ目地 ・ 樹脂系シーリング材
ひび割れ誘発目地 ・ 樹脂系シーリング材
伸縮調整目地 ・ 変成シリコン系シーリング材
その他の目地 ・ 変成シリコン系シーリング材

下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の処理
・ 目荒し工法(高圧水洗処理) ・ MCR工法

・ 磁器製 ()

12 木工事(続き)

・ 造作用集成材G

・ JAS 1083(製材)以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材の適用
			(造作材の場合) ・ A種・B種	・ 適用する ・ 適用しない	・ A種 ・ B種	・

ホルムアルデヒドの放散量 ・ 規制対象外 ・ (12.2.1)

・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	見付け材面の品質	間伐材の適用
				・ 1等・2等	・

・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材の適用
					・ 1等・2等	・

・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の見付け材面の品質	見付け材面の品質	間伐材の適用
					・ 15%以下	・

・ 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	見付け材面の品質	間伐材の適用
				・ 15%以下	・

・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
					・ 15%以下	・

・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
					・ 15%以下	・

・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材の適用
		・ 有り (加工: ・ 天然木加工・ 塗装加工) ・ 無し(等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	・	・

・ JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材の適用
		・ 有り (加工: ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無し(等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	・ 14%以下	・

・ JAS 3079に基づく直交集成材(CLT)G

施工箇所	品名	曲げ性能(強度等級)	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(mm)	間伐材の適用
							・

12 木工事(続き)

・ 合板等 (12.2.1)

ホルムアルデヒドの放散量 ・ F ・ 規制対象外

・ 「合板の日本農林規格」による普通合板G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材の適用
	・ 5.5	・ シナ	・ 1類	広葉樹	・ 適用する ・ 適用しない	・
	・ 5.5	・ シナ	・ 2類	針葉樹	・ 適用する ・ 適用しない	・

・ 「合板の日本農林規格」による構造用合板G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材の適用
	・ 12	・ 2級以上		・ 1類	・ C-D以上	・ 適用する	・ 適用する	・
		・ 1級		・ 特類		・ 適用しない	・ 適用しない	・

・ 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材の適用
			・ 1類	・ 適用する	・
			・ 特類	・ 適用しない	・

・ 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板G

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・ 1類	・ 適用する
			・ 2類	・ 適用しない

・ 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理
		・ 1類 ・ 2類			・ 適用する ・ 適用しない

・ ハーティクルボードG

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	・ 15		・ 13917	・ P又はM	

・ JAS 0906に基づく構造用ハチ

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級

・ MDFG

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

造作材の化粧面の釘打ち
・ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭埋し

諸金物
・ かすがい、座金、箱金物、短冊金物
(標準仕様書(表12.2.3-5)に示す程度の市販品 表12.2.2のF程度)
・
(形状: 寸法: 材質:)

接着剤は可塑剤(難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていないものとす。
(12.2.2、3)

ホルムアルデヒドの放散量 ・ F ・

11 タイル工事

・ 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11.1.3)(表11.1.1)

位置 ・ 標準仕様書(表11.1.1)による ・ 図示

目地寸法 ・ 標準仕様書(表9.7.3)による

・ セメントモルタルによるタイル張り (11.2.2、3、7)

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分		うわくすり		役物	色	再生材料の適用	耐凍害性	耐汚濁性	備考
			種類	種類	施す	無						
○ 図示	磁器質	100角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ・ 行う ・ 行わない

見本焼き ・ 行う ・ 行わない

下地タイル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・ 目荒し工法(高圧水洗処理) ・ MCR工法

壁タイル張りの工法
内装タイル ・ 改良積上げ張り
外装タイル ・ 密着張り ・ 改良積上げ張り ・ 改良圧着張り
内装タイル以外のエッジタイル ・ タタ張り ・ エッジタイル張り

既調合タイル
タイル下地としたタイル工事に使用する張付け用タイルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
(品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による

12 木工事

・ 表面仕上げ (12.1.4)(表12.1.1、2)

表面仕上げの種別

種別	適用箇所
機械加工	・ A種 ・ B種 ・ C種
手加工	・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種

・ 製材G (12.2.1)(12.4.1)(12.5.1)(12.6.1)(12.7.1)

・ JAS 1083-5 製材-第5部に基づく造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質	間伐材の適用
			・ 2級		・ A種 ・ B種			・
			・ 2級		・ A種 ・ B種			・

・ JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質	間伐材の適用
見え掛り面			・ 上小節		・ A種 ・ B種			・
見え掛り面以外			・ 小節以上		・ A種 ・ B種			・

・ 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質	間伐材の適用
			・ 1等		・ 10%以下			・
			・ 1等		・ A種 ・ B種			・

12 木工事(続き)

・ 造作用単板積層材 (12.2.1)

ホルムアルデヒドの放散量 ・ 規制対象外 ・ (12.2.1)

・ JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材の適用
		・ 有り (加工: ・ 天然木加工・ 塗装加工) ・ 無し(等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	・	・

・ JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材の適用
		・ 有り (加工: ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無し(等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	・ 14%以下	・

・ JAS 3079に基づく直交集成材(CLT)G

施工箇所	品名	曲げ性能(強度等級)	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(mm)	間伐材の適用
							・

12 木工事(続き)

・ 合板等 (12.2.1)

ホルムアルデヒドの放散量 ・ F ・ 規制対象外

・ 「合板の日本農林規格」による普通合板G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材の適用
	・ 5.5	・ シナ	・ 1類	広葉樹	・ 適用する ・ 適用しない	・
	・ 5.5	・ シナ	・ 2類	針葉樹	・ 適用する ・ 適用しない	・

・ 「合板の日本農林規格」による構造用合板G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材の適用
	・ 12	・ 2級以上		・ 1類	・ C-D以上	・ 適用する	・ 適用する	・
		・ 1級		・ 特類		・ 適用しない	・ 適用しない	・

・ 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材の適用
			・ 1類	・ 適用する	・
			・ 特類	・ 適用しない	・

・ 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板G

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・ 1類	・ 適用する
			・ 2類	・ 適用しない

・ 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理
		・ 1類 ・ 2類			・ 適用する ・ 適用しない

・ ハーティクルボードG

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	・ 15		・ 13917	・ P又はM	

・ JAS 0906に基づく構造用ハチ

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級

・ MDFG

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

造作材の化粧面の釘打ち
・ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭埋し

諸金物
・ かすがい、座金、箱金物、短冊金物
(標準仕様書(表12.2.3-5)に示す程度の市販品 表12.2.2のF程度)
・
(形状: 寸法: 材質:)

接着剤は可塑剤(難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていないものとす。
(12.2.2、3)

ホルムアルデヒドの放散量 ・ F ・

12 木工事(続き)

・ 防腐・防蟻

(12.3.1.2)

・ 防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位 ()

・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4
	・ K2 ・ K3 ・ K4

・ 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	・ 標準仕様書(12.3.1)(f)(b)	・ JIS K 1571に適合又は同等品

・ 薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位 ()

・ 合板等の加圧注入処理の適用
適用部位 ()

13 屋根及びびとい工事

・ 長尺金属板葺

(13.2.2.3)

施工箇所	板及びコムの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	・ JIS G 3322の屋根用コム (CGLCCR-20-AZ150)			・ 心木なし瓦葺 ・ 立平葺 ・ 蟻掛葺 ・ 横葺	

下葺材料

- ・ アスファルト-フィング グ940
- ・ 改質アスファルト-フィング 下葺材 (・ 一般タイプ ・ 複層材タイプ ・ 粘着層付タイプ)

工法

1章 適用区分による風圧力の (・ 1.0 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

雪止め ・ 設置する (図示)

・ 折板葺

(13.2.2)(13.3.2, 3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山びつり力による区分		材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
		山高	山びつり力				
	・ 重ね形 ・ はげ締め形 ・ かん合形			種 ・ 鋼板製 ・ アルミ 合金板製	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 30分 ・ 無し

材料

- ・ JIS G 3322の屋根用コム(CGLCCR-20-AZ150)
- ・ ()

ケトルにJIS G 3322以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋外で使用する場合の表面処理 (標準仕様書(表14.2.2)による ・ E種 ・ F種)

断熱材張り ・ 行う 断熱材の種類: 厚さ: mm 防火性能: 時間

・ 行わない

折板のけらば納め

- ・ けらば包みによる方法

工法

1章 適用区分による風圧力の (・ 1.0 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

(13.4.2.3)

施工箇所	種類			産地	役物瓦の種類	雪留め瓦
	製法による区分	形状による区分	寸法による区分			
						・ 適用する ・ 適用しない ・ 適用する ・ 適用しない

棧瓦の防災瓦の使用 ・ 適用する ・ 適用しない

JIS A 5208に基づく凍害試験等 ・ 行う ・ 行わない

⑬ 屋根及びびとい工事(続き)

⑭ とい

メカ仕様による (日軽ワグコテック株式会社同等品以上)

瓦葺木

材質 ・ 杉

寸法 ・ 幅21mm x 高さ15mm以上

棟補強用心材

材質 ・ 杉

寸法 ・ 幅40mm x 高さ30

瓦繋結用釘及びねじ

種類 () 径 () 長さ ()

棟補強等に使用する金物等

材質 ・ スチール製 ・ 溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製

形状、寸法及び留付け方法 ・ 図示

工法

1章 適用区分による風圧力の (・ 1.0 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

風耐力又は地震力に対応した瓦の繋結方法等

・ 図示

瓦葺木の留付け工法 ・ 図示

棟の工法

- ・ 7寸丸伏せ棟又はF形用冠瓦伏せ棟
- ・ のし積み棟

面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合

- ・ 瓦葺
- ・ 瓦葺き用しゅくい

(13.5.2, 3)(表13.5.4)

といの材種

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 配管用鋼管 ・ スチール鋼管			SUS304
軒どい	・ 硬質ポリ塩化ビニル管(カー)			

防露材の吐出量 ・ F

鋼管製といの防露巻き

- ・ 使用する (工法: ・ 標準仕様書(表13.5.4)による)
- ・ 適用しない

とい受け金物

(13.5.2)(表13.5.3)

材種

- ・ 標準仕様書(表13.5.2)による (溶融亜鉛めっきを行ったもの)
- ・ スチール製

形状

- ・ 市販品 (とい径100以下)
- ・ 25x4.5mm以上 (とい径100を超えるもの)

取付け間隔

- ・ 標準仕様書(表13.5.2)による

足金物

材種

- ・ 標準仕様書(表13.5.2)による (溶融亜鉛めっきを行ったもの)

形状

- ・ 市販品

取付け間隔

- ・ 標準仕様書(表13.5.2)による

多雪地域 ・ 適用しない ・ 適用する

ルーフレの材種その他

種別	呼び	施工箇所	材種
・ ろく屋根用 たて形	・ ねじ込み式 ・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150		
・ ろく屋根用 横形	・ ねじ込み式 ・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150		
・ ルーフ二用	・ ねじ込み式 ・ 50 ・ 80 ・ 100 ・ 差し込み式 ・ 50 ・ 75 ・ 100 ・ ねじ込み式 ・ 50 ・ 80 ・ 100 ・ 差し込み式 ・ 50 ・ 75 ・ 100		

14 金属工事

・ ステンレスの表面仕上げ

(14.2.1)

種類	施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
・ Aタイプ(HL)程度	
・ 鏡面仕上げ程度	
・ 2B程度	

⑮ アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

メカ仕様による (日軽ワグコテック株式会社同等品以上)

(14.2.2)(表14.2.1)

種別	色合い等	施工箇所(成形板、笠木、建具以外)	備考
	・ 標準色()		
	・ 特注色()		

陽極酸化皮膜の着色方法 ・ 二次電解着色 ・ 三次電解着色

(14.2.3)(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所(手すり、タラップ以外)
溶融亜鉛めっき	・ A種	
	・ B種	
	・ C種	
電気亜鉛めっき	・ D種	
	・ E種	
	・ F種	

⑯ 鉄鋼の亜鉛めっき

メカ仕様による (日軽ワグコテック株式会社同等品以上)

・ 軽量鉄骨天井下地

(14.4.2-4)(表14.4.1)

野縁等の種類

屋外 (・ 25形 ・ 19形) 屋内 (・ 19形 ・ 25形)

野縁受、吊りおし及びインガットの間隔 ・ 900程度 ・ 図示

周辺部の端からの間隔 ・ 図示

野縁の間隔 ・ 300程度 ・ 図示

・ 吊りおしの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ・ 図示

・ 天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法 ・ 標準仕様書(14.4.4)(8)による ・ 図示

・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ・ 図示

・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ・ 図示
補強方法 ・ 図示

・ 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強
(1.一般共通事項の品質計画による)
補強箇所 ・ 図示
補強方法 ・ 図示

耐震性能

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

屋外の軒天井、びとい天井等の工法

1章 適用区分による風圧力の (・ 1.0 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

(14.5.3, 4)(表14.5.1)

ステップ、ラナーの種類

- ・ 標準仕様書(表14.5.1)によるステップの高さによる区分に応じた種類
- ・ 図示

ステップの高さが5.0mを超える場合

- ・ 図示

出入口及びこれに準ずる開口部の補強

- ・ 標準仕様書(表14.5.4)(5)による

14 金属工事(続き)

・ 金属成形板張り

(14.6.2, 3)(表14.2.1)

種別	製法	形状	板幅(mm)	板厚(mm)	表面処理	
					種別	色合い等
・ アルミ	・ 押し出し ・ ロール ・ プレス	・ フラット ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸	・ 100	・ 1.0		

取付け用下地 ・ 標準仕様書(14.4)による ・ 図示

伸縮調整継手 ・ 設ける (施工箇所 ・ 図示)
・ 設けない

屋外の軒天井、びとい天井等の工法

1章 適用区分による風圧力の (・ 1.0 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

(14.7.2, 3)(表14.2.1)(表14.7.1)

施工箇所	種類	製品幅	呼称肉厚	表面処理	
				種別	色合い等
	・ 押し出し250形	・ 240 ・ 250	・ 1.6以上	種	・ 標準色 () ・ 特注色 ()
	・ 押し出し300形	・ 300	・ 1.8以上		()
	・ 押し出し350形	・ 350	・ 2.0以上		
			・ 2.0以上		
	・ 板材折曲げ形		・ 2.0以上		

棟上避雷導体システム ・ 無 ・ 有 (実厚2.0以上)

笠木の固定金具の工法等

取付け用下地 ・ 標準仕様書(14.4)による ・ 図示

笠木の固定金具の工法等

1章 適用区分による風圧力の (・ 1.0 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

(14.8.2, 3)(20.2.12)

材料及び仕上げ

手すり ・ 図示

- ・ SUS304 表面処理 ・ HL程度
- ・ 鋼製 表面処理 ・ 溶融亜鉛めっきC種

タラップ ・ 図示

- ・ SUS304 (タラップ) 止め加工 ・ あり ・ なし
- ・ 鋼製 表面処理 ・ 溶融亜鉛めっき

標準仕様書(表14.2.2)による種類 ・ C種 ・ 種

メカ仕様による (日軽ワグコテック株式会社同等品以上)

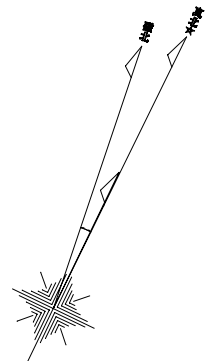
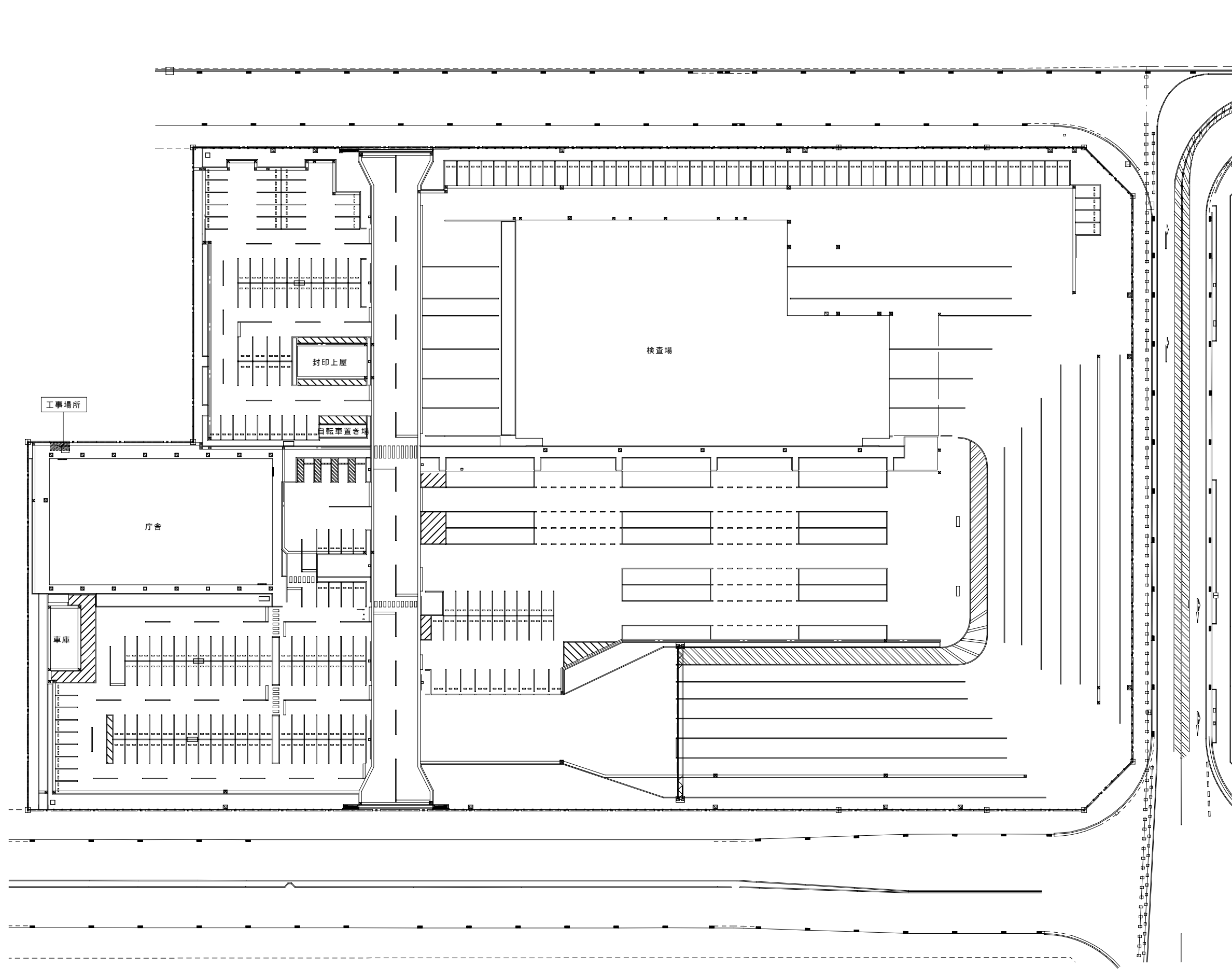
⑰ アルミ加工板

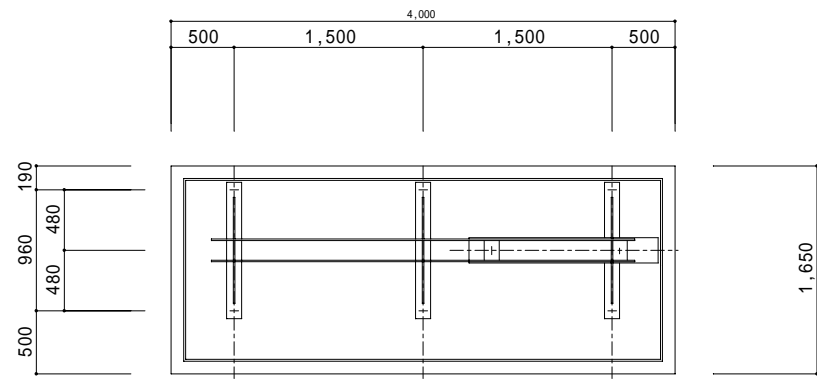
15 左官工事	○モルタル塗り (15.3.2、5)	<p>既調合材料 (材料:)</p> <p>既製目地材 ・ 設ける 施工箇所 () 形状 (図示)</p> <p>・ 設けない</p> <p>床の目地 ・ 設ける 目地割り ・ 2㎡程度 (最大目地間隔3㎡程度)</p> <p>目地の種類 ・ 押し目地</p> <p>・ 設けない</p> <p>外装壁/床張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗料塗りの接着力試験 ・ 適用する ・ 適用しない</p> <p>・ 防水剤 (品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による</p>																											
	・ ラス系下地 (15.2.4)	<p>双系下地 ・ 二層下地通気構法 ・ 単層下地通気構法 換気口部の措置 ・ 公共木造建築工事標準仕様書(11.4.3)(2)(9)</p> <p>・ 直張り双モルタル下地 ・ 直張りシートモルタル下地</p> <p>建築基準法に基づく耐力壁、耐火構造、準耐火構造等の指定</p>																											
	双の材料	<p>材料記号及び種類 ()</p> <p>単位面積あたりの質量 ()</p>																											
	シート材料	<p>双目による区分 (・ M)</p> <p>山高、山びげ、質量及び溶接区分による区分 (・ LS4(建築基準法に基づく耐力壁))</p> <p>テープの形状及び寸法 ()</p> <p>直張りシートモルタル下地で建築基準法に基づく耐力壁のシートの施工 ()</p>																											
	・ せっこうボード その他のボード下地 (15.2.5)	<p>せっこうボード及びせっこうボードの種類及び厚さ 種類 (・ GB-R ・ GB-L) 長さ () mm</p> <p>木質系セメント板の種類及び厚さ 種類 () 長さ () mm</p>																											
	・ こまい下地 (15.2.6)	<p>建築基準法に基づく耐力壁の指定 ・ 指定あり ・ 指定なし</p>																											
	・ 木ずり下地 (15.2.7)	<p>木ずり用小幅板の種類 (・ 杉(心去り材))</p>																											
	・ セルフレベリング材 塗り (15.5.2)(表15.5.1)	<p>・ せっこう系 ・ セメント系</p>																											
	○仕上塗材仕上げ (15.6.2)	<p>建物内部に使用する塗料の揮発量 ・ F</p> <p>仕上塗材の種類 ・ 薄付け仕上げ塗材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類(呼び名)</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>吸放湿性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td>・ 適用する</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td>・ 適用する</td> </tr> </tbody> </table> <p>防火材料 ・ 建築基準法に基づく指定又は認定品 ()</p> <p>・ 厚付け仕上げ塗材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類(呼び名)</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>吸放湿性</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td>・ 適用する</td> <td>・ 適用する</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td>・ 適用する</td> <td>・ 適用する</td> </tr> </tbody> </table> <p>防火材料 ・ 建築基準法に基づく指定又は認定品 ()</p>	種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	吸放湿性	・			・ 適用する	・			・ 適用する	種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	吸放湿性	上塗材	・			・ 適用する	・ 適用する	・			・ 適用する	・ 適用する
	種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	吸放湿性																									
	・			・ 適用する																									
	・			・ 適用する																									
	種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	吸放湿性	上塗材																								
	・			・ 適用する	・ 適用する																								
	・			・ 適用する	・ 適用する																								

15 左官工事(続き)	○複層仕上塗材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類(呼び名)</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>上塗材の種類</th> <th>耐候性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○複層塗り材RE</td> <td>○小粒</td> <td>○吹出し仕上げ</td> <td>(溶媒)水系 ・ (樹脂)・アクリル系 ○ ○ (外観)つやあり ・ ・</td> <td>・ 耐候型3種 ・ 耐候型2種 ○ 耐候型1種</td> </tr> </tbody> </table> <p>防火材料 ・ 建築基準法に基づく指定又は認定品 ()</p> <p>・ 軽量骨材仕上塗材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類(呼び名)</th> <th>防火材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	○複層塗り材RE	○小粒	○吹出し仕上げ	(溶媒)水系 ・ (樹脂)・アクリル系 ○ ○ (外観)つやあり ・ ・	・ 耐候型3種 ・ 耐候型2種 ○ 耐候型1種	種類(呼び名)	防火材料	・		・	
	種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性													
	○複層塗り材RE	○小粒	○吹出し仕上げ	(溶媒)水系 ・ (樹脂)・アクリル系 ○ ○ (外観)つやあり ・ ・	・ 耐候型3種 ・ 耐候型2種 ○ 耐候型1種													
	種類(呼び名)	防火材料																
	・																	
	・																	
	・ ALCパネルの場合 の下地処理 (15.6.4)	<p>内壁目地部の形状 ・ V形目地付き</p>																
	・ マスチック塗料塗り (15.7.2)	<p>種別 ・ A種 ・ B種(仕上材塗り:EP-G) ・ B種 ・ A種</p>																
	・ せっこうプラスター 塗り (15.8.3)	<p>下塗り ・ 既調合プラスター(下塗り用) ・ 現場調合プラスター(下塗り用)</p> <p>上塗り ・ 既調合プラスター(上塗り用) ・ しっくい塗り</p>																
	・ ロックウール吹付け (15.12.2、3)	<p>ロックウールの単位体積重量 ・ F</p> <p>接着剤の単位体積重量 ・ F</p> <p>仕上げ吹付け厚さ ・ 図示 ・ 25mm</p> <p>色彩 ・ 着色 ・ 原色</p>																
	・ しっくい塗り (15.10.2-4)	<p>しっくい ・ 既調合材料 色しっくい ・ 適用する ・ 適用しない ・ 現場調合材料</p>																
	下地	<p>・ せっこうボード ・ 木ずり ・ 下塗りをせっこうプラスターとし上塗りに使用する場合 ・</p>																
	既調合しっくいの調合	<p>・ せっこうボード下地 ・ 標準仕様書(表15.10.1) ・ モルタル下地 ・ 標準仕様書(表15.10.2) ・ せっこうボード下地 ・ 製造所の仕様による</p>																
	現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚	<p>・ 木ずりの下地 ・ 標準仕様書(表15.10.1) ・ せっこうボード下地、こまい下地 ・ 標準仕様書(表15.10.2)</p>																
	既調合しっくいの仕上げ工法	<p>・ なで切り仕上げ ・ パターン仕上げ</p>																
・ こまい壁塗り (15.11.2-5、7、8)	<p>のり ・ 土壁用ののり ・ ふのり ・ つのまた ・ ぎんなんそう ・ 粉末海藻</p> <p>・ 砂壁用ののり ・ ふのり ・ つのまた ・ こんにゃくのり ・ にわか ・ 合成高分子系混和剤</p> <p>色土 ・ 土物仕上げに用いる土色の種類 () ・ 大津仕上げに用いる土壁の種類 ()</p> <p>色砂の種類 ・ 天然砂と岩石の砕砂 ・ 人工的に着色、製造したもの</p> <p>下塗りの調合 ・ 標準仕様書(表15.11.2)</p>																	

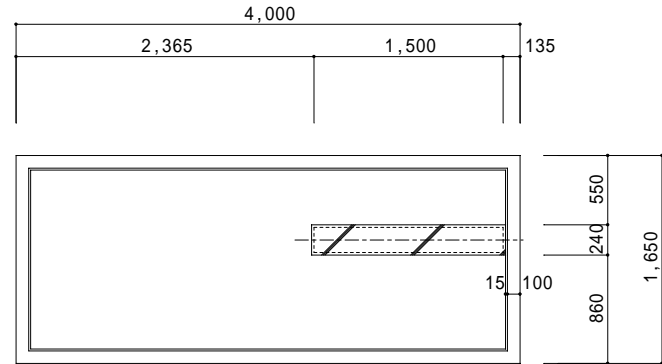
15 左官工事(続き)	塗厚	<p>・ 標準仕様書(表15.11.8)による ・ 建築基準法に基づく耐力壁のある場合 ()</p>
	こまい壁の工程	<p>・ A種 ・ B種</p> <p>・ こまい壁塗りの上塗りとする土物仕上げの工法の種類 ・ 土物仕上げ工法 ・ 水ごね土物1工法 ・ 水ごね土物2工法 ・ のりさし土物工法 ・ ねりごね土物工法</p> <p>・ 砂壁仕上げ工法 ・ 切返し仕上げ工法</p> <p>・ こまい壁塗りの上塗りとする大津仕上げの工法の種類 ・ 普通大津仕上げ工法 ・ 大津みがき仕上げ工法</p> <p>ちりぢりく ・ 図示</p>
	・ 防火戸 (16.1.3)	<p>・ 建具表による</p>
	・ 見本の製作等 (16.1.4)	<p>建具見本の製作 ・ 行う(建具符号:) ・ 行わない</p> <p>建具見本製作の目的等 特殊な建具の仮組 ・ 行う(建具符号:) ・ 行わない</p>
	・ 防犯建物部品 (16.1.6)	<p>・ 適用する (・ 建具表による) ・ 適用しない</p>
	・ アルミニウム製建具 (16.2.2、4、5)(表14.2.1)(16.2.1、2)	<p>性能等級 ・ 外部に面する建具の種類(コンクリート系下地及び鉄骨下地) ・ A種(建具符号 ・ 建具表による) ・ B種(建具符号 ・ 建具表による) ・ C種(建具符号 ・ 建具表による)</p> <p>・ 外部に面する建具の種類(木下地) ・ D種(建具符号 ・ 建具表による) ・ E種(建具符号 ・ 建具表による)</p> <p>・ 上記によらない場合 耐風圧性の等級 () 気密性の等級 () 水密性の等級 () (建具符号: (建具表による ())</p> <p>枠の見込み寸法 ・ 建具表による ()</p> <p>防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級 () (建具符号: ・ 建具表による ())</p> <p>断熱ドア・断熱サッシ G 断熱性の等級 () (建具符号: ・ 建具表による ())</p> <p>材料 スチール鋼板 ・ SUS304、SUS304J1L、又はSUS443J1 スチール製のくつずりの仕上げ ・ HL</p> <p>形状及び仕上げ 表面処理(外部に面する建具) 種別(標準仕様書(表14.2.1)による) ・ BB-1種 ・ BB-2種 着色 ・ 標準色 ・ 特注色 表面処理(屋内の建具) 種別(標準仕様書(表14.2.1)による) ・ BC-1種 ・ BC-2種 着色 ・ 標準色 ・ 特注色 結露水の処理方法 ・ 水貯め式 ・ 排水水</p> <p>工法 水切り板、ぜん板 ・ 図示 木下地の場合の内付け建具 ・ 適用しない ・ 適用する</p>

16 建具工事(続き)	・ 網戸等 (16.2.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>材質</th> <th>線径</th> <th>網目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 防虫網</td> <td>・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ スチール(SUS316)製</td> <td>・ 0.25mm以上</td> <td>・ 16-18メッシュ</td> </tr> <tr> <td>・ 防鳥網</td> <td>・ スチール(SUS304)製</td> <td>・ 1.5mm</td> <td>・ 網目寸法15mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(16.2.2、5)(16.3.2-5)(表16.3.1-4)</p> <p>性能等級 ・ 外部に面する建具の種類(コンクリート系下地及び鉄骨下地) ・ A種(建具符号 ・ 建具表による) ・ B種(建具符号 ・ 建具表による) ・ C種(建具符号 ・ 建具表による)</p> <p>・ 外部に面する建具の種類(木下地) ・ D種(建具符号 ・ 建具表による) ・ E種(建具符号 ・ 建具表による)</p> <p>・ 上記によらない場合 耐風圧性の等級 () 気密性の等級 () 水密性の等級 () (建具符号: ・ 建具表による)</p> <p>断熱ドア、断熱サッシ G 断熱性の等級 (・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8) (建具符号: ・ 建具表による)</p> <p>外部に面する建具の日射熱取得性の等級 枠の見込み寸法 ・ 建具表による</p> <p>材料 ガラス ・ 複層ガラス(組合せは建具表による) スチール製のくつずりの仕上げ ・ HL</p> <p>形状及び仕上げ 表面色 ・ 標準色 ・ 特注色</p> <p>工法 水切り板、ぜん板 ・ 図示 木下地の場合の内付け建具 ・ 適用しない ・ 適用する (16.2.2)(16.4.2-4)(表16.4.2)</p>	種類	材質	線径	網目	・ 防虫網	・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ スチール(SUS316)製	・ 0.25mm以上	・ 16-18メッシュ	・ 防鳥網	・ スチール(SUS304)製	・ 1.5mm	・ 網目寸法15mm
	種類	材質	線径	網目										
	・ 防虫網	・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ スチール(SUS316)製	・ 0.25mm以上	・ 16-18メッシュ										
	・ 防鳥網	・ スチール(SUS304)製	・ 1.5mm	・ 網目寸法15mm										
	完成提出図書 製本要領	<p>完成図及び施工図、完成写真を同一のA3板二つ折り製本とし最終頁に同上電子データ焼き付けCDを添付のこと。 上記三部提出のこと。</p>												
	裏表紙	<p>年度</p> <p>工事名称</p> <p>裏面にCD張り付け</p> <p>施工者名</p>												
	1. 工事期間中の案内看板の設置を行うこと。	<p>全高1,600 板面1,400×1,100 自立型 1箇所 鋼板下地、全面高輝度反射シート張 鉄棒(国土交通省型)設置位置は、監督員の指示による。</p>												
	2. 資材、廃材置場等については、使用可能とする。													
	3. 工事中の仮囲いは、特記なき限り、プラスチックフェンス(H=1200)程度とすること。													
	4. 工事における 注意事項 ・ ハツリ等の騒音は庁舎が休みの時(土曜日、日曜日、祭日)とする。 ・ 現場の作業中に1名の警備員を配置のこと。(工事作業期間約 延べ40人)													
	5. 設計・見積り協力業者は下記の通り 金属・配工事(7522) 日経インテグレーション株式会社 担当 鶴岡氏 福岡市博多区博多駅前3-8-10 九輪米広通りビル 7階 TEL 092-436-6910													

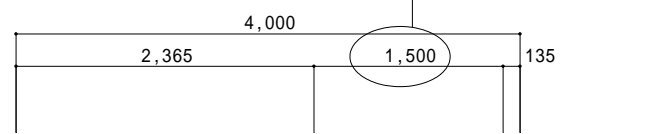




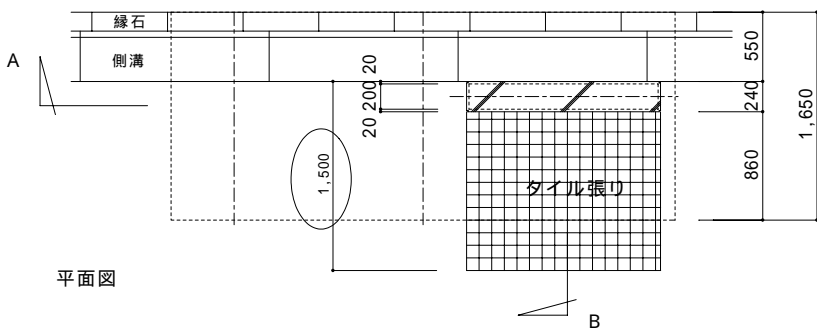
屋根伏図



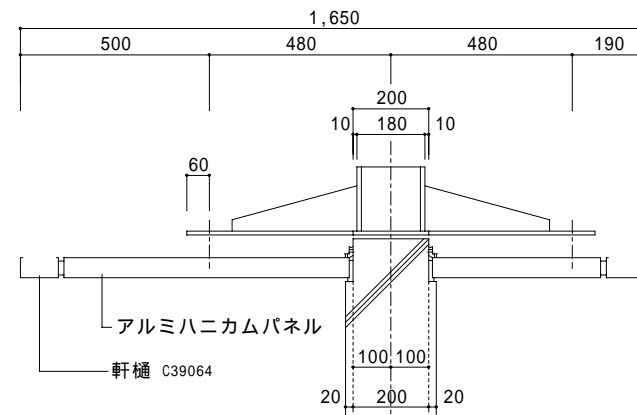
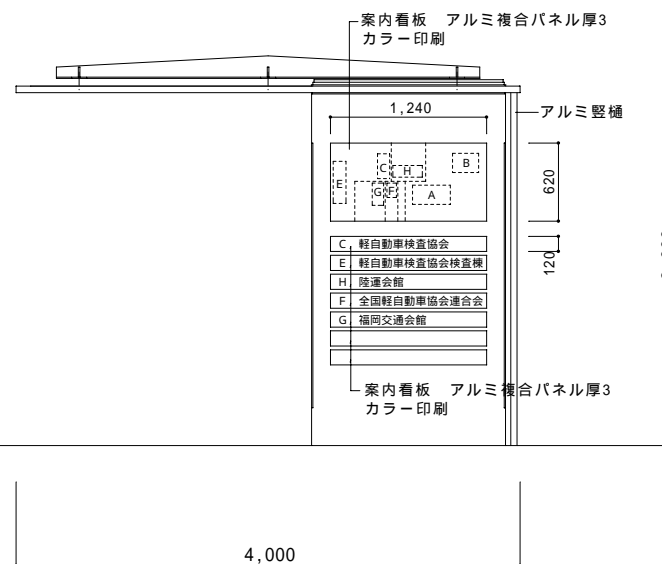
天井伏図



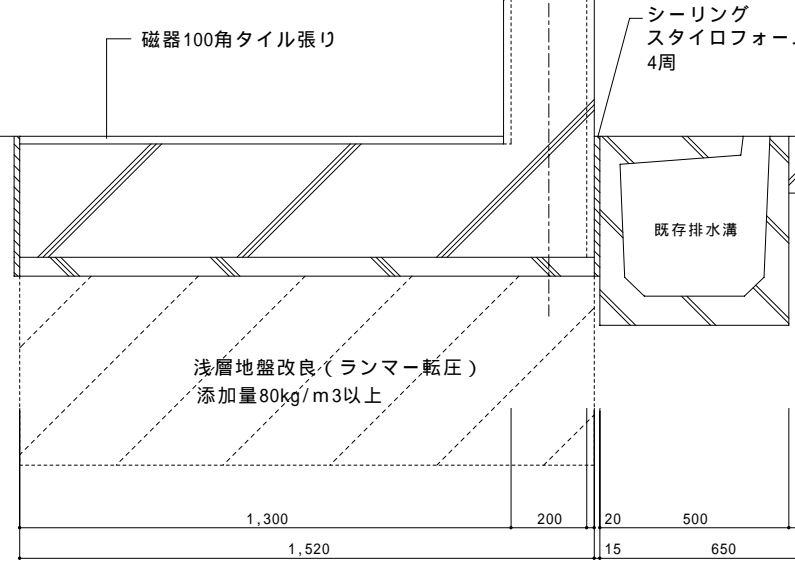
平面図



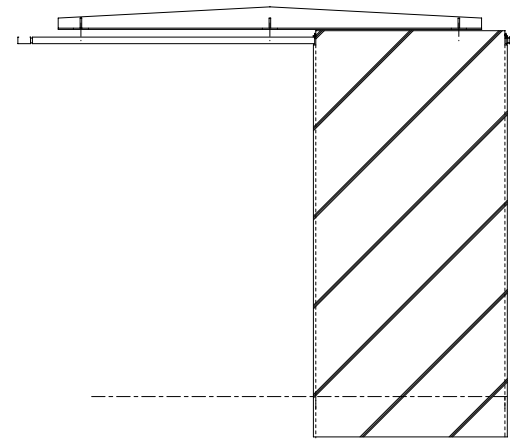
立面図



コンクリート打ち放しパテ処理の土
複層仕上げ塗材仕上げ



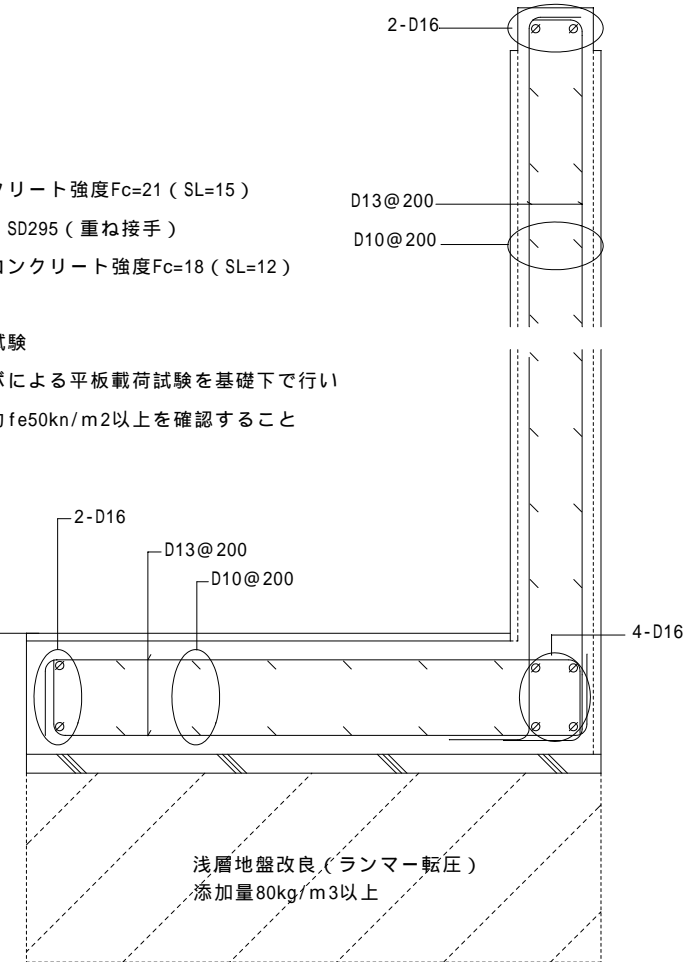
B - B 断面詳細図 1/10



A - A 断面図

コンクリート強度 $F_c=21$ (SL=15)
鉄筋 SD295 (重ね接手)
捨てコンクリート強度 $F_c=18$ (SL=12)

載荷試験
ユンボによる平板載荷試験を基礎下で行い
地耐力 f_e50kn/m^2 以上を確認すること



B - B 断面図

構造設計標準仕様(1)

適用は 印を記入する。

1. 建築物の構造内容

1. 建築物の構造内容
(1) 工事名称 福岡運輸支局 連絡通路屋根設置工事
(2) 工事種別
(3) 構造種別
(4) 階数
(5) 主要用途
(6) 増築計画
(7) 構造計算ル・ト

4. 地業工事

4. 地業工事
(1) 直接基礎
基礎形式
改良工法
設計地耐力(長期)
支持層

・地盤改良の場合、施工に先立ち現場土質による配合試験を行い、強度及び添加量の確認
また試験掘削(試験コラム)を行い、支持層の土質確認を行う。
・浅層地盤改良はセメント系固化剤による改良とする。
施工方法は、スタビライザー又はバックホウによる混合攪拌とし、@500以内で行
添加量 80 (kg/m) 以上

Table with 4 columns: 杭種, 材料, 施工法, 備考. Lists various pile types like RC, PHC, and their materials and construction methods.

杭仕様
杭試験

Table with 5 columns: 杭径(mm), 設計支持力(kN), 杭の先端の深さ(m), 本数, 特記事項.

- 2-1. 杭の継ぎ手
2-2. 杭先端部形状
2-3. 場所打ち杭のコンクリートの種別
2-4. その他の試験
2-5. 提出書類及び立会い検査、試験
2-6. その他

2. 一般共通事項

- (1) 図面及び特記仕様に記されていない事項は、すべて設計図、配筋標準図
鉄骨標準図及び下記に示す標準仕様書を適用する。
(2) 構造図面に記載された事項は本標準図に優先して適用する。
(3) 適用は 印の付いたものを使用する。

3. 構造上の条件

Table for (1) 積載荷重 (L・L) with columns for room name, bed, small beam, beam base, earthquake, and remarks.

Table for (2) 積雪荷重 with columns for region, snow weight, and wind speed.

Table for (3) 風荷重 with columns for wind speed pressure and surface roughness.

Table for (4) 地震力 with columns for seismic zone coefficient and ground type.

Table for (5) 地盤 with columns for investigation items and materials.

Table for (5) 地盤 with columns for groundwater level and soil strength.

Table for (6) 住宅性能評価 with columns for seismic, snow, and deterioration levels.

5. 鉄筋コンクリート工事

- (1) コンクリート
1-1. レディミクストコンクリートの種別
1-2. セメントの種類
1-3. 砂砂及び砕石の種類
1-4. 細骨材の場分含有量
1-5. 普通コンクリート

Table for concrete strength and slump with columns for design strength, type, slump, and application.

- ・躯体コンクリート
・躯体コンクリート指定事項
・最小単位セメント量
・コンクリートの温度
・呼び強度を保证する材令(日)
・水セメント比の上限(%)
・空気量(%)
・単位水量の上限値
・コンクリートの塩化物含有量
・混和材料
・防錆剤

- ・その他
・コンクリートはJIS認定工場の製品とし、施工に関してはJASS5による。
・基礎、地中梁のコンクリートはマスコンクリート仕様とし、仕様書はJASS5による。
・コンクリート打設時における気温が、25 を超える場合は暑中コンクリートとし、仕様書はJASS5による。
・原則として早強コンクリートの使用は不可とする。

Table for (1-6) その他のコンクリート with columns for design strength, type, slump, and application.

その他コンクリートは、原則として、JASS5(無筋コンクリート及び簡易コンクリート)の項を適用する。

- 1-7. コンクリート強度試験
普通コンクリート
高強度コンクリート
特殊コンクリート

1-8. 試し練り
原則として、Fc=36N/mm 以下の 種コンクリートは試し練りを省略する。
Fc=36N/mm を超える強度、又は 種コンクリートの調査は、原則として
試し練りによって定める。

- 1-9. 提出書類及び立会い検査、試験
コンクリートの材料試験は、第三者機関で行うことを原則とする。
提出書類
立会検査

(2) 鉄筋工事

Table for (2-1) 鉄筋の種類 with columns for rebar type, type, diameter, and construction method.

- ・異形鉄筋及び溶接金網は、JIS G3112及びJIS G3551の規格品を使用する。
・高強度せん断補強筋は、JIS G3117に規定されるD種1号適合品とする。
・SD390 は高炉製品とする。但し監督員との協議により電炉製品への変更は可とする。
・場所打ちコンクリート杭の仕様は「杭リスト 杭仕様」による。

- 2-2. 鉄筋の継手
・鉄筋継手は原則として「鉄筋継手工事特記仕様書(2013年版)」
(社)日本鉄筋継手協会による。
・D19未満は、すべて重ね継手とする。継手(D19以上)をガス圧接とする場合は
(社)日本鉄筋継手協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
・ガス圧接に従事する圧接工は、JIS Z3881による2種有資格者とする。
・圧接は原則として、熱間押抜ガス圧接あるいはZGPシステムによるガス圧接とする
但し、監督員の承諾を受けて通常の圧接とすることができる。
・ガス圧接部の抜き取り検査は、標準仕様書による。
・外観検査
・圧接業者は優良圧接会社認定のとれた圧接会社とし、監督員の承諾を受ける。
・特殊継手(柱・梁の主筋)
使用部位を明確にし、監督員の確認を受ける。
種別: 機械式継手 一般認定(無機グラウト継手)
溶接継手(エンクローズ溶接)
SD390以下(社)日本鉄筋継手協会 A級継手
SD490以上 認定工法
検査: 機械式は全数目視検査をすること。検査方法は圧接と同じとする。
機械式継手: A級継手以上とし、日本建築センターの評価を受けたものに限る。

- 2-3. 定着
・機械式定着(一般認定品又は技術審査証明品とする。)
使用しない
使用部位:
*無機グラウト

- 2-4. 提出書類及び立会い検査、試験
鉄筋工事の材料試験等は、第三者機関で行うことを原則とする。
提出書類
立会検査

構造設計標準仕様(2)

適用は 印を記入する。

(3) 型枠工事

- 材料 合板厚 12mmを標準とする。
施工はJASS5による。
* 特記なき型枠を使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

型枠の在置期間 (JASS5(9.10))

Table with columns for concrete type (早強, 普通, 高炉), curing temperature (15C以上, 5C-15C, 5C未満), and curing strength (コンクリート強度).

Table with columns for slab type (早強, 普通, 高炉), curing temperature (15C以上, 5C-15C, 5C未満), and curing strength (コンクリート強度).

- 型枠の取り外しは、型枠の最小存置期間以後に行う。
片持梁、庇、バルコニーなどの片持ち部分、及び長大スパンの梁、大型スラブなどの型枠を支持する支柱、あるいは施工荷重が著しく大きい場合など支柱は、最小存置期間28日とし、コンクリートの圧縮強度が設計基準強度の100%以上であることを確認して監督員の承諾を得て取り外すこと。
支柱の盛り替えは行わない。
地下部分の打ち継ぎ位置には、止水板及び、地下外壁で直接水がかりする部分について止水セパを使用し、木コンは防水モルタルで処理すること。

(4) 打放し仕上げの打増しかぶり厚さ

Table with columns for construction location (外部, 内部, 床直上, その他), thickness (mm), and remarks.

(5) 目地

- 打継目地：かぶり厚さは目地底から算出し、かぶり厚さを確保する。
誘発目地：誘発目地の要領は設計図及び日本建築学会「鉄筋コンクリート造のひび割(設計・施工)指針・同解説」による。
構造目地：構造目地は構造図による。いずれもタイル貼り、その他の仕上げがある場合その下地を含め目地位置を合わせる事を原則とする。

6. 鉄骨工事

- (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による
日本建築学会『JASS6』『鉄骨精度検査基準』『鉄骨工事技術指針』
鋼材倶楽部『建築鉄骨工事施工指針』

(2) 鋼材

主要構造部(柱・大梁端部材・大梁中央部材で突合せ溶接を行う。) 部材の鋼材は下記とする。

- 高炉製品
高炉製品又は電炉製品

- *ダイアフラムは高炉製品又は高規格電炉鋼材(東京製鉄鋼)とする。
*高炉製品・電炉製品ともに、JIS規格・大臣認定規格を満足すること。

(3) 使用鋼材(使用する鋼材はすべてJIS規格品とする)

Table with columns for use location (形鋼, 鋼管, その他), material (SS400, SM400A, etc.), and remarks.

注記) 使用箇所の詳細は別途図示する。
BCR295はTSC295(東京製鉄鋼) <大臣認定MSTL-0385>でも可とする。

(4) 高力ボルト

- JISの高力ボルト(セットの種類 *2種(F10T))
特殊高力ボルト(セットの種類 *2種(S10T))
溶融亜鉛メッキ高力ボルト(セットの種類 *1種(F8T)Aに準ずる)

(5) ターンバックル

- JIS A5540による建築用ターンバックルの規格品とする。
ターンバックル鋼 翻轉式 バイブ式
ターンバックルボルト 羽子板ボルト アイスボルト

(6) 溶接部

- 6-1. 溶接施工
現場溶接
溶接部の余盛り
エンドタブ
エンドタブの材質
スチールタブ(母材と同材質)
フラックススタブ及びセラミックスタブ
溶接工技量付加試験(現場溶接)
溶接の種類
試験機関

6-2. 溶接接合部

- 溶接作業を行う溶接工は、JIS Z3801及びZ3841の有資格者で、監督員の承認を得たものとする。
現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆材を塗布する。
接合部の溶接は下記による。
溶接部の検査
完全溶け込み溶接部(工場溶接部)
外観(目視)検査
超音波探傷試験

6-3. ボルト接合部

- 高力ボルト摩擦面の処理は、馬皮など産外径2倍以上の範囲でショットブラストグラインダー掛けを用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した赤さび状態であること。
高力ボルト摩擦面全面のグラインダー処理を行い、屋外に自然放置して発生した赤さび状態であること。

(7) 防錆塗装

- 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とし、錆止め塗装は2回塗り原則とし、種類は以下による。
現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、2回塗りとする。

(8) 溶融亜鉛メッキ

- HDZ 55 (JIS H8641)
HDZ 35 (JIS H8641)
素地ごしらえ JIS H9124 溶融亜鉛メッキ 作業標準による。

(9) 鉄骨製作工場

- 国土交通大臣認定工場 (M)グレード以上
その他、監督員の承認する工場
推薦製作工場名(光建設工業(株)、(株)久留米鉄工、(株)鶴田工業)

(10) 鉄骨の精度

- 製品の精度は製品の搬入に当たり、社内検査報告書を監督員に提出した後、監督員の立ち会い検査を行い、監督員の承認を得て工事現場に搬入する。
製品の特記無き許容値は、日本建築学会「鉄骨精度測定指針」による。
工事現場における精度は、日本建築学会「鉄骨精度測定指針」に従い確認する。

(11) 提出書類及び立ち会い検査、試験(下記書類提出無き工事着手は一切認めない)

- 提出書類
鉄骨工事施工計画書
鉄骨工事現場施工要領書
その他、監督員が指示した計画書
立ち会い検査
原寸検査
組立・開先検査
製品検査
溶接工技量付加試験
鋼材材料試験
その他、監督員が指示した検査、試験

7. 法第20条各号(令第129条の2の4関連)の法適合確認

- 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法
1. 建築設備(昇降機を除く)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽おそれがないものとする。
2. 屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
3. 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とすること。
4. 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上と鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造コンクリートブロック造とすること。
5. 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は
5-1 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
5-2 建築物の部分を実通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
5-3 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において伸縮継手又は可撓性を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
5-4 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
6. 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとして、
7. 給湯設備(注)は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して支障のない構造とすること。
満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のないとして、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。
(注)給湯設備：建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水櫃等のうち給湯設備に該当したものを除いたもの。

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
- (2) 記号
 d... 異形棒鋼の呼び名に用いた数値(丸鋼では径) D... 部材の成 R... 直径
 s... 間隔 r... 半径 L... 中心線 lo... 部材間の内法距離 ho... 部材間の内法高さ
 ST... あばら筋 HOOP... 帯筋 S.HOOP... 補強帯筋 ... 直径又は丸鋼

2. 鉄筋加工・かぶり

(1) 鉄筋末端部の折曲げの形状 (*は片持ちスラブ上端部の先端を示す)

折曲げ角度	180°	135°	90°	折曲げ角度90度はスラブ筋壁筋の末端部又はスラブと同時に打ち込むT形及びL形梁のキャップタイにのみ用いる。
図				キャップタイ
鉄筋の余長	4d 以上	6d 以上 (*4d以上)	8d 以上 (*4d以上)	
折曲げ内法寸法Rは、	SR235は3d以上、SD295A、SD295B、SD345のD16以下は、3d以上、D19以上は、4d以上			

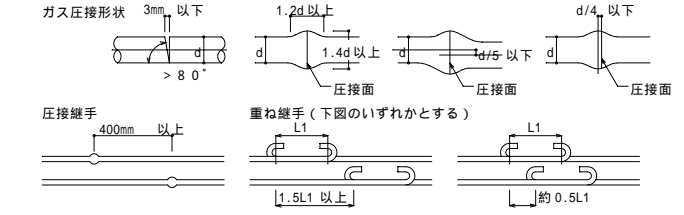
(2) 鉄筋中間部の折曲げの形状(鉄筋の折曲げ角度90°以下)

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法寸法(R)
	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	SR235, SD295A	D16 以下	3d 以上
		SD295B, SD345	D19 以上	4d 以上
	上記以外の鉄筋	SR235, SD295A	D16 以下	3d 以上
		SD295B, SD345	D19 - D25 28 - 32 D29 - D38	6d 以上 8d 以上

(3) 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲(N/mm ²)	定着の長さ		特別の定着及び重ね継手の長さ(L1)
		一般(L2)	下端筋(L3)	
SR235	21-36	35d フックつき	25d フックつき	35d フックつき
	18以下	45d フックつき	15cm フックつき	45d フックつき
SD295A SD295B SD345	21-36	35d または 25d フックつき	25d または 15d フックつき	40d または 30d フックつき
	18以下	40d または 30d フックつき	10d かつ 15cm 以上	45d または 35d フックつき

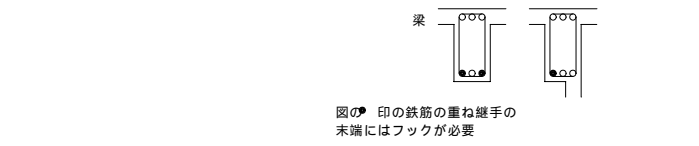
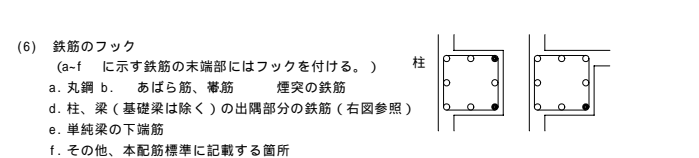
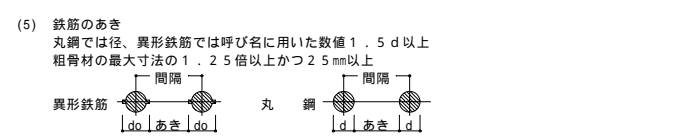
- 継手
1. 末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない。
 2. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
 3. 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする。
 4. D2.9以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
 5. 鉄筋径の差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。



(4) かぶり厚さ(単位:mm)

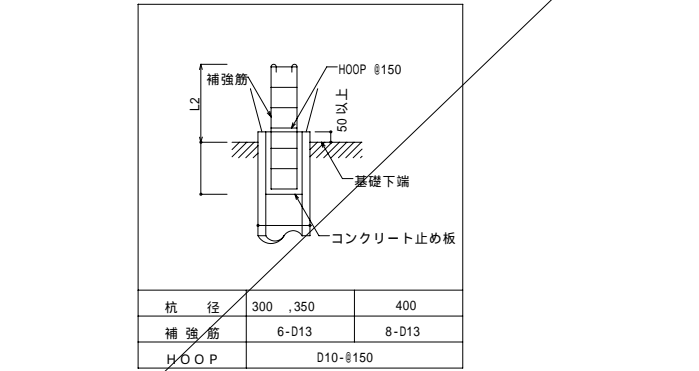
部位	設計かぶり厚さ(mm)		最小かぶり厚さ(mm)	
	設計かぶり厚さ	最小かぶり厚さ	設計かぶり厚さ	最小かぶり厚さ
土に接しない部分	屋根スラブ	30	20	20
	床スラブ	40(1)	30(20)	30(20)
土に接する部分	柱	40	30	30
	はり	50(2)	40(30)	40(30)
土に接する部分	柱・梁・床スラブ・耐力壁	50(4)	40(4)	40(4)
	基礎・擁壁・耐圧版	70(4)	60(4)	60(4)

- (注)
- (1) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて3.0mmとすることができる。
 - (2) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて4.0mmとすることができる。
 - (3) コンクリートの品質及び施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて4.0mmとすることができる。
 - (4) 軽量コンクリートの場合は、1.0mm増しの値とする。
 - (5) ()内は有効な仕上げがある場合を示す。
 - (6) 柱及び梁の主筋にD32以上を使用する場合のかぶり厚さは主筋径の1.5倍以上確保するようにかぶり厚さを定める。



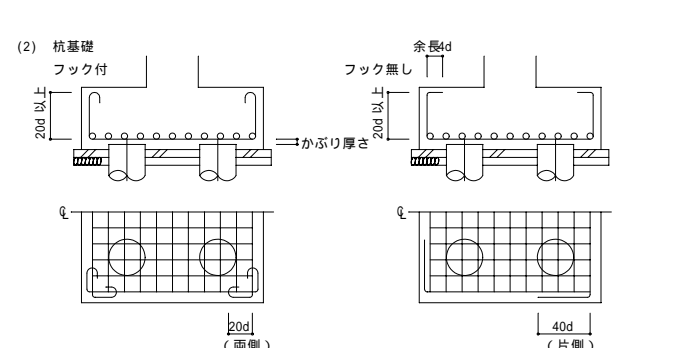
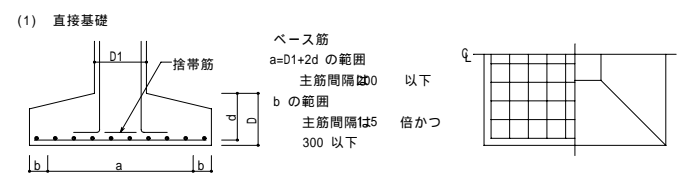
3. 杭 (地震力等の水平力を考慮する必要がある場合は、別途検討すること。)

- (1) 原則として、杭仕様、杭頭補強等は各工事の特記による。
- (2) 既製杭杭頭補強要領(PCR杭、又はPHC杭の全てに補強を行う。)

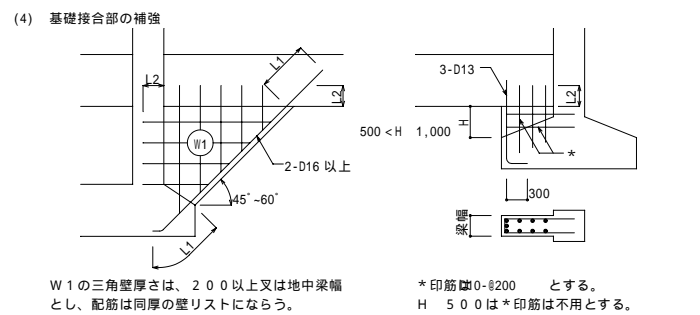
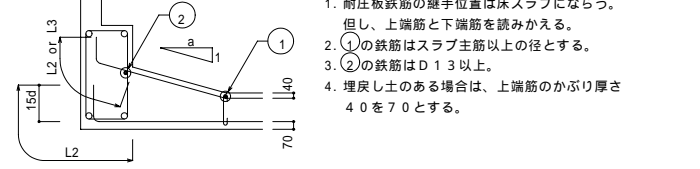


- (3) 現場打ちコンクリート杭(特記による)
- (4) 杭の高止まり又は低止まりは原則として認めないが、現地地盤状況により変動する場合監督員との協議による。

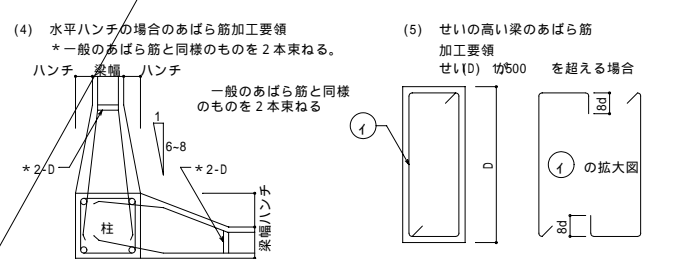
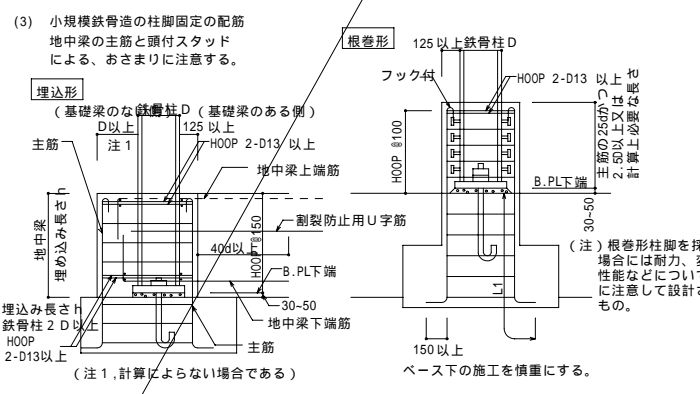
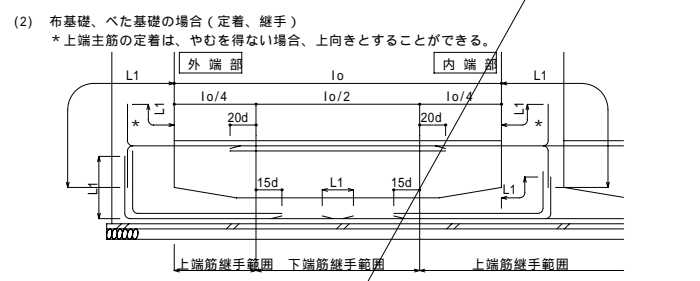
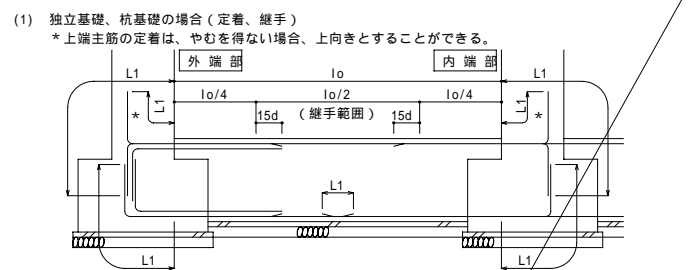
4. 基礎



(3) べた基礎 ハンチを付けた場合(a 3)



5. 地中梁



6. 柱

